



---

津田内匠編

『ヴァンサン・ド・グルネの未刊行注解付き、ジョサイア・チャイルド著、交易論』

Takumi Tsuda, éd., *Traité sur le Commerce de Josiah Child avec les Remarques Inédites de Vincent de Gournay*, Kinokuniya Company Ltd., 1983, xiii+485 pp.

---

周知のように、本書の編者、津田内匠教授は18世紀

のフランスにおける経済学関係の未刊行文書の発見とその刊行において、これまで余人の追隨を許さぬすぐれた業績を挙げられている。本書もまたその1つである。われわれはまず、本書の末尾に付された編者の解題のための論文「ペールを脱いだ経済学者(Un économiste trahi), ヴァンサン・ド・グルネ(1712-1759)」に拠って、この文書の発見までの経緯とその内容について紹介しておく。

1758年末におけるケネーの『経済表』の出版は近世経済学の生成の歴史の上で画期的な出来事であった。もちろん、当時ケネー以外にも多くの学者が経済学の建設に努力していた。しかしこれらの試みは現在忘れ去られている。グルネは今日「自由放任」(laissez faire, laissez passer)の提唱者で、自由主義をその原理とする重農学派の先駆者であるとされている。実は、グルネが「自由放任」の政策の使徒にすぎなかったとする「伝説」を創り出す因となったのは、チュルゴ(Turgot)の『ヴァンサン・ド・グルネの讃辞』であった。グルネは1751年4月から58年の5月までの7年間通商監督官の地位にあり、その間チュルゴやモルレ(Morellet)といった若い知識人たちの経済学研究を指導していた。チュルゴは1759年師グルネの死後間もなくこの『讃辞』を書いたが、その中で彼はグルネの「自由放任」の教義だけを強調し、実はグルネが同じように熱心に説いていた保護主義については沈黙を守っていたのである。

この伝説をはじめ問題にしたのはオンケン(A. Oncken)であった。彼は『讃辞』には若干不正確なところがあり、グルネは重商主義者であったとした。その後シュル(G. Schelle)は「国立文書館」所蔵の資料に基づき研究を進めたが、グルネの思想の評価はむしろチュルゴに近かった。それ以後の研究は、グルネの思想には自由主義と保護主義の両面が共存しているとする方向に進んでいったが、グルネには公刊された著作がなく、この問題は決め手がなかった。ただ、『讃辞』によれば、グルネは1752年にチャイルドの“A new discourse of trade”をフランス語に翻訳し、これに付加するため、自分の見解を述べた詳細な「注解」(Remarques)を書いていた。しかし残念なことに、仏訳は1754年に公刊されたが、「注解」の方は印刷されなかった。だから問題に決着をつけるには、この「注解」の草稿を探し出すしかなかったのである。

グルネの死後10年経った1769年に、モルレは『商業辞典』の編集を企てたが、その「刊行趣意書」の中で、この辞典のために利用する目的でグルネの手稿類を預っ

ていることを明らかにしていた。しかしモルレの辞典の企画は結局日の目を見ずに終り、問題のグルネの手稿類もその後行方知れずとなっていた。この2世紀以上もの間失われたと考えられていたグルネの手稿類が津田教授によってサン・ブリウ(Saint-Brieuc)の市立図書館において発見され、今回はじめて出版される運びとなったのである。本書はチャイルドの『交易論』の仏訳とその「注解」であるが、その他の手稿類もすでに教授により公刊されていることをここに付記しておく。

ところで、グルネ伝説の真相はどうであったのか。「注解」を読んで、われわれがまず第1に驚かされるのは、「自由放任の人」グルネがそこでは非妥協的な保護主義者であり、チャイルドの著作を殆ど批判せずに是認していることである。明らかにグルネは、フランスの現状を8~90年前のイギリスの水準以下であると観て、当時チャイルドがオランダからその主導権を奪取する方法を学ぼうとしたように、イギリスを凌駕する秘密をチャイルドから探りだそうとしたのである。ただ、1750年代のイギリスの経済学はすでに産業資本の利益を反映しようとする方向に進んでいた。だからグルネは「注解」において、チャイルドの主張を機械的にフランスの現状に適用しようとしたのではなく、遅れているフランス経済の現実を考慮しながら、チャイルドの保護貿易学説を吸収しようとすると同時に、進んだ現在のイギリス経済に対抗できるようなフランス経済の急速な発展を待ち取るための条件の探求を目指す自分の経済学をつくり出そうとしていたのである。

グルネは「注解の結論」で、イギリスやオランダに対して優位に立つためにフランスが行わなければならない基本政策として次の4つを挙げていた。1) 利子率の引き下げ、2) 航海条令の公布、3) 公信用の確立、4) 交易評議会の設立。このうち公信用の確立は最初の2つの政策の結果とされるから、実際には彼はそこで3つの政策を提案していたのである。ただ、「結論」では触れられていないが、「注解」の中で力説されている「自由放任」を入れると、グルネが提案している基本政策はむしろ利子率の引き下げ、航海条令、自由放任および交易評議会の4つとなる。

グルネは利子率の引き下げを第1の必要不可欠な政策として要求している。グルネによれば、利子率を引き下げれば、イギリスに対して不利になっている小麦の耕作を再生させることができ、また海上輸送をオランダの支配から引き離すことができ、最後に商業を復活させることによって1685年のナントの勅令の廃止以後失われた

生産的人口を回復することができるというのである。ただ、グルネは法律による利子率の強制的引き上げについては、実行が困難であるということで、チャイルドよりも慎重であった。

グルネの第2の基本政策は航海条令の実施である。彼によれば、航海条令は新しいマニファクチュールを誕生させ、船舶の数を10倍にもし、雇用を増大する、要するに、利子率の引き上げと殆ど同じ結果をつくりだすというのである。グルネは航海条令が特権会社や特権港だけの利益のためではなく、国民の一般的利益のために自由と競争との保証となることを期待していた。彼は航海条令によって競争国に対してフランス経済を保護すると同時に、フランスのあらゆる港に差別なしに艀装、商業および航海の自由を与えてフランス商人の活動を活発にするよう要請していたのである。それ故、彼にあっては航海条令と「自由放任」とは補完的であった。

グルネの思想のうち最良のものは、第3の政策すなわち彼の「自由放任」主義の中に見出される。この教義は、自由と競争の原理が交換と生産を支配するようにさせることを求めたものである。グルネは、チャイルドから着想を得て展開した生産的雇用論において、特に自由と競争の原理が支配するようになることの必要を力説していた。彼は同業組合(corporations)の解散を要求した。同業組合の規約は有用労働者を国外に立ち去らせ、外国人労働者の帰化を妨げるからというのである。同様に彼はマニファクチュールを規制する法律の廃止を要求している。それはグルネの眼には勤勉で有用な人間を根絶させるためのものであり、この規制に対する違反はしばしば産業活動の進歩を意味するものであった。

グルネは、生産力はコルベール主義の規制から解放されなければならないということを強調していたが、ただ、彼は生産力を問題にすると、必ず国民的産業を外国貿易に依存するものとしていた。彼の「自由放任」主義は自立的経済的個人を前提としていたが、外国貿易においては国家が最重要視されざるをえなかった。だから、彼がその設立を計画した交易評議会は、国内商業ならびに對外商業を指導することを主たる職務としなければならなかったのである。

外国貿易に関するグルネの思想は、チャイルドを特徴づけている典型的重商主義の枠を出ない。これに反して、国民的生産の思想はフランスの若い産業資本主義の台頭を反映していた。チュルゴとモルレは「注解」を読んで、自由と競争の原理には賛意を表したが、利子率引き上げ

と航海条令の提案にはむしろ反対した。フィジオクラシーの運動の影響を受けていた彼らには、保護主義はすでに流行遅れであるように思われたのであさる。だからモルレは「注解」その他の文書をそのままの形で出版しようとしなかったのであり、チュルゴもグルネの名を、フィジオクラシーの原理の1つである「自由放任」の開拓者として不朽にする方がよいと考えたのである。こうしてグルネの「注解」は無視されることとなったが、それと同時に彼の現実主義的展望、彼の眼に観察されたフランスの歴史的现实、さらには彼が後世に伝えようとした「自由放任」の本当の原型も無視されてしまったのである。フィジオクラシーもイギリスとフランスとの間に存在する生産力の相違に現実主義的な眼を向けることをしなかった。1786年に調印された英仏通商条約は、そうしたことの不運な結果にほかならなかったのである。

以上が、編者による本書の解説の概要である。この解説はこれまで謎に包まれていたグルネの学説の内容とその学史上の意義を明らかにして余すところがないように思う。ただ、蛇足とは思うが、この解説を読んで誰もが思い浮べるであろう故吉田静一教授のフランス重商主義の研究に一言触れておきたい。周知のように、吉田教授は初期産業資本の経済政策体系にほかならない名誉革命以降のイギリス重商主義に比較されるべきフランスにおける「固有の重商主義」を、絶対王制のための経済政策体系にすぎなかったコルベルティスムと区別して、むしろフランス革命以後の革命政府によって推進された一連の経済政策のうちに求めていた。それは、一方に航海条令の実施を軸として對外貿易(植民地貿易を含む)において徹底した保護主義を実行しようとしたものであり、同時に他方国民的産業(初期産業資本)のために「営業の自由」を確立することを目指したものであった。われわれがここで指摘しておきたいのは、吉田教授がこの初期産業資本の政策体系である「固有の重商主義」の最初の展開を、グルネの指導した知識人の1人フォルボネ(Forbonnais)のうちに見出していたということである。津田教授によれば、フォルボネに、イギリスの重商主義者チャールズ・キング(Charles King)の編集する『イギリス商人』(*The British Merchant*, 3 vols., 1721)の翻訳をすすめたのもグルネであった。われわれは津田教授の研究によって投げられた光がさらに学史研究の新しい道を切開くのに寄与するであろうことを期待してやまない。

[渡辺輝雄]